

(案)

雇児発 ※ 第※号の※
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成23年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成23年度分について適用することとしたので通知する。

別 紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年 齢 区 分	加 算 額	民 間 施 設 給 与 等 改 善 費 加 算 額 (第 2 欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,900	円 1,100	円 920	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,470	円 1,100	円 920	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,830	円 730	円 610	円 490	円 240
	3歳以上児	円 12,400	円 730	円 610	円 490	円 240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,300	円 550	円 460	円 360	円 180
	3歳以上児	円 10,860	円 550	円 460	円 360	円 180
41人から 50人まで	3歳未満児	円 8,380	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	円 9,940	円 440	円 360	円 290	円 140
51人から 60人まで	3歳未満児	円 7,760	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,330	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,320	円 310	円 260	円 210	円 100
	3歳以上児	円 8,890	円 310	円 260	円 210	円 100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 7,000	円 270	円 230	円 180	円 90
	3歳以上児	円 8,560	円 270	円 230	円 180	円 90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,740	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,310	円 240	円 200	円 160	円 80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263